1002-12-01

一般社団法人日本原子力学会

材料部会細則

2018年9月5日　第32回材料部会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は「材料部会規約」（1002-01）第1条，第3条および第6条に基づき，材料部会（以下，「部会」という）の運営委員の任期および選出方法，部会が主催・共催・協賛・後援する学術的会合，および部会で発足するタスクグループの取り扱いについて定めることを目的とする。

（運営小委員会の構成と所掌，決議および承認）

第２条　運営小委員会は部会長，副部会長，幹事および小委員会委員より構成される。

２　運営小委員会は部会の運営に関する職務を所掌する。

３　部会長は運営小委員会を統括し，部会の職務を総括する。

４　副部会長は部会長を補佐し，部会長に事故等により支障があるときは部会長の職務を代行する。副部会長は日本原子力学会（以下，「本会」という）部会等運営委員会委員となる。また，副部会長は次期部会長候補となる。

５　幹事は部会運営の庶務を所掌する。本会事務局との窓口となる。

６　運営小委員会の下に小委員会を設ける。小委員会委員はこれらの職務を分掌する。

７　運営小委員会における決議または承認は，原則として全委員の過半数の賛成で可決とし，電子メールによる審議も可能とする。

（小委員会の構成と所掌）

第３条　小委員会として財務，編集，広報，国内学術および国際学術に対する各小委員会を設ける。

２　小委員会委員長は小委員会を統括する。

（学術会合等の取り扱い）

第４条　部会は，運営小委員会に実行計画を諮り承認を経て，学術会合等を主催する。

２　学術会合等の開催にあたって資金を要する場合，運営小委員会はその決議に基づき，本会部会等運営委員会への申請，または部会の全負担または一部負担を判断する。

３　学術会合等が資金負担を伴わない形で共催，協賛あるいは後援となる場合は，原則として事前に運営小委員会の承認を得るものとする。ただし，緊急の場合には運営小委員会での電子メールによる稟議を可とする。ただし次回運営小委員会において承認を受けなければならない。

４　学術会合の情報は部会報，ニュースレター，ホームページ，電子メール等により，部会員に周知しなければならない。

（運営委員の選出）

第５条　運営委員は本会正会員である部会会員の中から選挙により選出する。

２　有権者は本会正会員である部会会員とする。

３　本会「春の年会」時に開催される部会全体会議において，当該年度末で任期満了となる運営委員の選挙を実施する。

４　運営小委員会は選挙管理小委員会を設ける。選挙管理小委員会は幹事が担当する。

５　運営小委員会は運営委員候補推薦小委員会を設けることができる。

６　運営小委員会は，部会長，副部会長，幹事，各小委員会委員長等の役職を明示した候補者名簿（以下，「名簿」とする）を作成する。

７　投票は，部会全体会議において，名簿に対して候補者個別に可否を無記名投票する方法による。有効投票数の過半数を得た候補者を次期運営委員とする。

８　次期運営委員が選出されない役職が生じた場合，運営小委員会または運営委員候補推薦小委員会は，新たな候補者を提案することができる。

９　任期途中で欠員が生じた場合，直近の部会全体会議において選挙を実施することができる。

１０　本細則に定めのない場合は運営小委員会での決議による。

（運営委員の任期）

第６条　部会長，副部会長および財務委員の任期は1年とする。その他の運営委員の任期は2年とする。

２　小委員会委員または幹事の再任は妨げない。

３　前条９項により選出された後任委員の任期は，前任者の残余の任期とする。

（タスクグループ）

第７条　部会は，運営小委員会や部会全体会議の発議により，運営小委員会のもとに，タスクグループをおくことができる。

２　タスクグループには運営委員を1名以上含めるものとする。

３　運営委員の1名が，基本的にタスクグループの主査またはその補佐の職務を分掌する。

４　タスクグループ主査は，タスクグループを統括する。

５　部会長は，タスクメンバーを委嘱する。

（改定）

第８条　本細則の改定は，材料部会運営小委員会が起案し，材料部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月20日第24回材料部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

　　①　平成13年3月28日　「日本原子力学会材料部会運営委員会委員の選出方法・任期・職務に関する内規」，「日本原子力学会材料部会運営委員会委員選挙に関する申し合わせ」，「日本原子力学会材料部会が主催・共催・協賛・後援する学術的会合の取扱いについて」および「日本原子力学会材料部会タスクグループ活動について」として第3回材料部会総会制定

②　平成17年2月14日第11回材料部会総会改訂

③　平成20年3月28日第17回材料部会総会改訂

④　平成24年3月20日　学会管理の内規に変更。第24回材料部会全体会議制定

⑤　平成27年9月11日　第31回材料部会全体会議承認，平成27年12月14日　第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日　第6回理事会報告

⑥　平成28年3月27日　「材料部会細則」に変更　第32回材料部会全体会議承認，平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日　第8回理事会報告

⑦　2018年9月5日　2018年度第2回材料部会運営小委員承認, 第37回材料部会全体会議承認, 2018年10月17日　部会等運営委員会メール報告, 2018年10月29日　第4回理事会報告

附則

１　平成27年9月11日承認の内規は，材料部会全体会議承認の日から施行する。

２　平成28年3月27日承認の細則は，材料部会全体会議承認の日から施行する。

３　2018年9月5日承認の細則は，材料部会全体会議承認の日から施行する。